CNIPA など５部門、専利産業化を通じて中小企業を成長促進させる実施方案を公表

2024 年 3 月 20 日
JETRO 香港事務所

2024 年 3 月 18 日、国家知識産権局（CNIPA）など 5 部門[1]が連名で「**専利産業化促進中小企業成長計画実施方案**」（专利产业化促进中小企业成长计划实施方案[2]）を公表した（成文日は 2 月 27 日）。

本実施方案は、「**専利転化運用特別行動計画（2023-2025 年）**」[3]（2023 年 10 月 国務院弁公庁）に記載された「専利の産業化を通じて中小企業の成長を促進」に対応して、大学・研究機関の専利転化の困難性と大多数の中小企業の技術取得の困難性という二重の問題を効果的に解決し、専利技術を基礎とする革新的な科学技術型の中小企業をより多く育成することを目的として策定された。

2025 年までの作業目標として次の 3 つを挙げている。

① 中小企業の知財意識と専利産業化能力の向上を実現して、多数の革新的な科学技術型中小企業の専利産業化率と平均産業化収入を全般的に増加させる。
② モデル企業の育成に注力して数多くの精専特新「小さな巨人」企業やシングル・チャンピオン企業を生み出し、適確な企業の上場を促進して、専利産業化の効果的な道を形成し、それにより革新的な科学技術型中小企業の急速な成長を促進する。 モデル企業は、高い科学技術革新能力と専利転化運用能力を有し、専利産業化を通じて革新的な発展等を実現することで、大多数の革新的な科学技術型中小企業の模範的かつ指導的な役割を果たす。
③ 市場競争力のある数多くの専利集約型製品を形成して、専利の価値の実現や企業の経済的利益・市場競争力の向上という専利産業化の効果を高める。

そして、知財権は技術革新の成果を実際の生産力に転化するための架け橋であって

[1] 工業情報化部、中国人民銀行、国家金融監督管理総局、中国証券監督管理委員会
[2] ［原文］通知：https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/3/18/art_75_191043.html
解釈：https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/3/18/art_66_191046.html
[3] JETRO レポート「国務院、専利の転化運用の活性化に向けた 2025 年までの計画を発表」（2023 年 10 月）https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_20231023.pdf

両者を繋ぐものであるから、本実施方案では、専利チェーン（专利链）を各チェーン（链）に統合等して、革新の資源と要素について効果的なフローや効率的な配分を促進することによって、企業の成長発展を加速させるとしている。

具体的な重要任務として次の 5 つを挙げている。

- 革新チェーンの統合（需給マッチングの強化、産学研連携の推進等）
- 産業チェーンの統合（中小企業によるパテントプールやパテントオープンソースの利用、専利集約型製品の形成、商標ブランドの創出等）
- 金融チェーンの円滑化（知財権評価制度の改善、知財権質権等の融資ルートの円滑化、政府系ファンドの役割強化等）
- 強力な人材チェーンの構築（ハイレベルな科学技術人材の積極的な登用、複合型・実務型の知財権人材の育成等）
- サービスチェーンの開放（需給が一致し、マッチングが適確で、協力的かつ効率的で、運営が円滑な専利産業化サービス体系の構築の探求等）

上記モデル企業の育成作業は次の 2 段階で行われる。

1. 専利産業化モデル企業育成データベースへの登録
   企業による申告、各省知識産権局による推薦、CNIPA による審査を経て、モデル企業が選出される。各企業の評価には 10 項目の評価指標[4]が使用される。
2. データベース登録企業への政策支援の提供

上記育成の結果、基準（専利産業化率の大幅な増加、新しい専利集約製品の追加、または、専利集約製品の年間売上高と利益の大幅な増加）を満たした企業は同データベースの登録対象から外れることとなる（その後も関連する政策支援を享受可）。

（以上）

[4] ①中国で登記されて独立した法人格を有する中小企業であること、②原則として、精専特新中小企業、ハイテク企業、各級の知財権優位模範企業等であること、③原則として企業の主要業務が専利集約型産業に属すること、④原則として関連規定に基づいて専利製品届出を完了していること、⑤専利産業化率が 50%以上であること、⑥前年度の研究開発投資が営業総利益の 10%以上または 500 万元以上であること、⑦安定した科学研究リーダーと研究開発チームを有し、かつ、研究開発人員は企業の全従業員の 20%以上を占めること、または、大学や科学研究機構と協力し、かつ、産学研連携の安定したメカニズムを確立していること、⑧一定の認知度と影響力を有する独自ブランドを有していること、⑨制度、機構、人員、セキュリティ等の知財権管理システムが万全であること、⑩非正常専利出願行為や各種の重大な違反等を行っていないこと。